

2021年人事委員会勧告に向けての要求書

教育現場で奮闘する教職員の生活を守る立場で、
賃金・労働条件を大幅に改善する勧告を出してください。

要 求 項 目

- 1 新型コロナウイルス感染拡大の中で業務量が増加していることも踏まえ、公務労働者の労働実態、生活実態に見合った賃金改善をする勧告を行うこと。
- 2 一時金を引き上げ、教職員の士気を高め生活改善につながる勧告とすること。特に、再任用職員や会計年度任用職員も含めて期末手当を引き下げないこと。
- 3 2018年度に変更された公民比較方法を元に戻し、県「行革」による地域手当1.5%削減分を含む、公正な公民較差による勧告を出すこと。
- 4 昇給停止を廃止するなど再任用職員を含む高齢層職員の賃金改善につながる勧告を行うこと。
- 5 先延ばしされている「給与制度の総合的見直し」による地域手当改善が直ちに実施されるような勧告を行うこと。
- 6 青年教職員の賃金を大幅に引き上げる勧告を行うこと。
- 7 会計年度任用職員の賃金・労働条件について、「同一労働同一賃金」の観点で、手当や休暇制度(病休・産休の有給化等)などを含めて大幅に改善するよう勧告すること。一時金については、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給対象とし、一時金の引き上げにつながるよう勧告すること。
- 8 職場の同僚性を破壊し教育の質を著しく劣化させる、成績主義賃金の導入を進める勧告を出さないこと。
- 9 再任用制度について、賃金・手当を正規職員と同等とするなど、安心して暮らせる雇用と賃金を保障する勧告をすること。
- 10 労働時間の客観的で正確な把握を徹底するなど、超過勤務の根絶・縮減をはじめとした勤務条件改善にかかわる勧告を行うこと。
- 11 定年延長にあたっては高齢期の賃金水準の確保、延長の選択制や短時間勤務の条件整備を行うなど、賃金抑制を伴うような勧告・報告をしないこと。

2021年9月 日

兵庫県高等学校教職員組合 _____ 分会

代 表 者 _____